

※ [REDACTED] 部分については、審査請求人若しくは被告発人を特定することができる情報又は審査請求人の権利利益を害するおそれのある情報であって公開に適さないため、非公開となります。

裾 情 審 第 9 号  
令和5年6月15日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市情報公開審査会  
会長 伊東 哲夫

裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第21条の規定  
に基づく諮問について（答申）

令和5年4月7日付け裾戦秘第2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

令和5年1月30日付けで審査請求人が提出した公文書開示請求書「[REDACTED]  
を被告発人とする刑事告発について ①刑事告発提出に関する文書一式（裾野警察署へ  
の刑事告発状等）②刑事告発撤回に関する文書一式③告発状の提出と撤回について、市  
としての意思決定過程を示す文書一式（議事録等）④告発状の提出と撤回について、報  
道機関への情報提供資料および記者会見での市長の発言内容（記者とのやり取り）に関  
する文書一式」について、実施機関が令和5年2月13日付けで通知した公文書部分開  
示決定通知書による処分に対して審査請求人が令和5年2月20日付けで行った審査  
請求についての諮問

## 答申

## 第1 はじめに

当審査会の構成委員は、伊東哲夫、小林靖幸、湯山貴志子の3名が委員であるところ、第1回の審査会において、小林委員から [REDACTED] [REDACTED] 本件事案の審査に関与することは適当でないとの申出があったことから、当審査会は裾野市個人情報保護審査会設置条例第7条第4項「委員は、自己の利益に係る議事に参与することができない。」等の規定を勘案し、小林委員の同申出を適正と判断し、同委員を当該審査に加わらないことを決定し、伊東委員、湯山委員が当該事案を審査することにしたものである。

## 第2 諮問事案の概要

[REDACTED] の運営にかかる「私立保育園」の1歳児の園児に対し、特定の保育士らが園児に不適切な保育を行った事態が起こり、保育士等が捜査機関に逮捕される一方、監督官庁である裾野市長が、令和4年12月5日に保育士の不祥事の隠蔽を図ったとして [REDACTED] を裾野警察署に告発した。その後、捜査は継続中であつたが「私立保育園」を一日でも早く正常化し、安心・安全な保育園にするため市が協力、助力することが喫緊の課題との立場に立ち、本年1月24日に先の告発状の取下げ手続をとったところ、本件の審査請求人である [REDACTED] から、何故、裾野市若しくは市長が [REDACTED] を犯人隠避の罪で告発したかの理由の詳細を知り、もって、 [REDACTED] [REDACTED] 前記の告発状等の公文書の開示を求めたものである。これに対し、裾野市（実施機関）は、開示できる文書と開示できない文書を振り分け、令和5年2月13日付けで公文書部分開示決定を発出した。

ところが、審査請求人はこれに対し、令和5年2月20日、不服の申立てを行い、これを受けた実施機関が、令和5年4月7日、裾野市情報公開条例第21条の規定に基づき、当審査会に諮問してきたのが本件である。

## 第3 審査会の結論

審査請求人（開示請求者）の [REDACTED] から第5記載の各文書の開示請求に対し、実施機関が行った令和5年2月13日付けの公文書部分開示決定は妥当である。

## 第4 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、令和5年2月20日、同機関の令和5年2月13日付け公文書部分開示決定を取り消し、審査請求人が令和5年1月30日付け公文書開示請求書にて開示を求めた文書を全て開示することを求めたものである。



て、不開示部分に関する文書については刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」であり、裾野市情報公開条例の規定が適用されないことを理由にしている。しかし、審査請求人は、実施機関は告発状を取り下げたのであるから、刑事訴訟法第53条の2及び裾野市情報公開条例第37条及び同条例第7条第4号の適用がなく、告発状及びその撤回に関連する第5の本件開示対象公文書で記載する公文書は全て開示すべきで、これにより、審査請求人としては本件刑事告発に至る意思決定の過程を知り、[REDACTED]と反論している。実質的な理由としては、実施機関である裾野市長は、自ら行った告発状提出、その撤回に関する情報を開示することが情報公開制度の目的たる国民に対しての説明責任を全うし、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進、市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図るため、総合的な視点に立ち、開示の適否について決定すべきであると、また、不開示文書の開示により、[REDACTED]  
[REDACTED] 刑事告発に至る意思決定の過程を知り、[REDACTED]と主張している。

そこで、実施機関は令和5年4月7日付け諮問書をもって、裾野市情報公開条例第8条の決定について、同条例第21条の規定により当審査会に諮問したのである。

## 第8 争点整理と検討

### 1 争点

- ① 刑事訴訟法第53条の2の規定の趣旨と同条の「訴訟に関する書類」たる文書に告発状が当たるのかどうか。
- ② 当該取り下げられた告発状も依然「訴訟に関する書類」なのかどうか。
- ③ 告発の手続及び取下げにあたっての実施機関の各過程の文書も「訴訟に関する書類」となるか。
- ④ 告発状の提出と撤回について、報道機関への情報提供資料および記者会見で市長の発言内容（記者とのやり取り）に関する文書一式の不開示は適正かどうか。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 争点①②について

ア 争点の中心となっている告発状とは何かであるが、告訴権者、犯人及び捜査機関以外の第三者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示で、講学上、「捜査の端緒」の一つと言われているもので、告発の期間、取消し、時期等の制限がないとされている。

もともと、告発は例外的に訴訟条件（国税通則法、独占禁止法等）とされていて告発の取消しはできないとされる場合もあるが、本件の刑法犯である犯人隠避罪については親告罪ではないので、訴訟条件とされておらず捜査の

端緒に過ぎず、取下げの効果は告発者の処罰感情の問題にすぎないと言われている。

イ 従って、告発状が撤回、取り下げされても捜査機関としては、当該犯罪に対する捜査条件、訴追条件の喪失事由とはならないことになる。

ウ では、告発状及びその撤回、取下げの書類は、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当するかである。本件の場合、市長の取下げは警察署に対し、口頭でなされたもので文書としては存在しないので、開示対象とはならないので告発状の文書の開示に限って判断することになる。

同法の「訴訟に関する書類」とは被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類と解釈されているところからすれば、前記の告発状が被疑事件に関して作成され又は捜査機関が取得した文書となるので、「訴訟に関する書類」に該当する。

エ そして、同条が「訴訟に関する書類」を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定が適用されないとしている立法趣旨は、次のように言われている。

a 刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により確保されるべきであること。

b 刑事訴訟法第47条は公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則禁止し、事件終結後に同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、原則的に何人にも訴訟記録の閲覧を認め、拒否された場合には不服申立ての手続も保障されていること。

c 何故その様な制度にしたのかであるが、訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であると共に、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれが多いからである（詳解「情報公開法」総務省行政管理局編）。

オ 告発状を提出後、同告発状の取下げをした場合についても言及すると、本件の様に告発状を提出後に撤回した場合には、前記の「訴訟に関する書類」ではなくなるかであるが、捜査機関は告発状の提出を受けた後は、刑事訴訟法に基づき捜査を実施し、または実施し得るのであって、前記の如く、本件告発状の取下げは告発者側の処罰感情の問題に過ぎず、その処置は捜査機関に委ねられているところである。

カ 更に言えば、告発者が取り下げた告発状の処理は、他の不起訴記録等と同列に扱われ、一層、被告発者のプライバシーは守られてしかるべきである。

キ 以上のことから、本件告発状たる文書は「訴訟に関する書類」にあたることには変わりがないものと解釈するのが相当である。

ク この様な趣旨から「訴訟に関する書類」は刑事訴訟法等の手續に委ね、情報公開法の適用が除外されたものである（平成14年5月24日付け内閣府情報公開審査会答申）。

ケ よって、本件対象の告発状は刑事訴訟法第53条の2及びこれを受けた裾野市情報公開条例第37条により、公文書公開の対象とはならないとした実施機関の結論は妥当である。

## (2) 争点③について

告発状自体ではないが、告発の手續及び取下げにあたっての実施機関の各過程の文書とは何かは定かではなく、裾野市情報公開条例第6条第1項第2号の「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の要求を満たしていないとの疑いもあるが、それはさておいても、告発状に添付した書面、その取下げ書に添付した書面は事件の立件の証拠、量刑の事情等正に捜査、公判の証拠書類となるもので、「訴訟に関する書類」に該当すると解してよいと思料する。

更に、添付しなかった文書で告発、その取下げの各意思決定した過程の文書はいずれもそれらの各手續を採ったことを裏付ける文書となるので、告発状、取り下げ手續と一体となるもの、少なくとも密接不可分の文書であると解釈ができる。とすると、「訴訟に係る書類」として取り扱っても不当とは言えない。

このように解釈することが、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」と規定し、それを情報公開制度の適用を排除した前記の立法趣旨に沿うものと考ええる。

更に言えば、XXXXXXXXXX「私立保育園職員説明会の資料」「事案調査報告書」についてすら、捜査機関からそれらも捜査資料として非公開とする様指示を受けた事実を照らせば、実施機関が裾野市情報公開条例第7条第4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」と判断し、告発、その取下げの各意思決定した過程の文書及び取下げにあたっての実施機関の各過程の文書も前記の条例第7条第4号の規定を適用し、不開示と決めたことについては相当の理由があり、市長の権利濫用として違法となるものとは解し難い。

よって、実施機関の不開示決定は適正であると判断する。

## (3) 争点④について

告発状の提出と撤回について、報道機関への情報提供資料および記者会見で市長の発言内容（記者とのやり取り）に関する文書一式の開示を求めているが、これらについては、開示した文書及びXXXXXXXXXX「私立保育園職員説明会の資料」「事案調査報告書」である。これら以外の文書は存在しない。

よって、実施機関が不開示とした決定は適正である。

### 3 結論

当審査会としては、第3記載の結論のとおり、実施機関が行った令和5年2月13日付け公文書部分開示決定は妥当であるとの結論に至った。

### 第9 附帯意見

本件の審査請求人の求めた告発状は、[redacted]を被告発人とした文書であって、[redacted] [redacted]明らかに本人以外の者が本人 [redacted]の個人情報をおもっていることになる。

当審査会としては、この点も審査の対象となるか議論したが、それ以前にそもそも告発状等は刑事訴訟法第53条の2で情報公開制度の適用除外の対象となるかが先決問題と判断し、審議したところ、前記の結論のとおり同法の「訴訟に関する書類」に該当するとの結論に至り、それを踏まえ、実施機関の公文書部分開示決定は正しいと判断したため、審査請求人が個人情報の開示をおもっている点については、判断の必要がないとしたものである。

### 第10 審査会の処理経過

令和5年4月 7日 審査諮問書及び弁明書受理  
令和5年4月12日 審査請求人への意見書提出依頼  
令和5年4月28日 第1回審査会  
令和5年5月 2日 審査請求人の意見書受理  
令和5年5月 2日 実施機関への開示決定等に係る公文書及び資料の提出依頼  
令和5年5月12日 開示決定等に係る公文書及び資料受理  
令和5年5月23日 第2回審査会  
令和5年6月12日 第3回審査会

以上

(裾野市情報公開審査会)

委員 伊東 哲夫

委員 湯山 貴志子